

告 示

埼玉県告示第五百七十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年十一月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ウニクス南古谷

埼玉県川越市泉町三番一外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

・ 駐車場利用時間の変更時間帯が、朝の通学・通勤時間帯と重なるため事故防止に努めてください。

・ 延長した駐車場利用時間帯が早朝及び深夜になるため、児童生徒のたまり場にならないようにしてください。

・ 騒音等の苦情が発生しないように適切な運営をお願いします。

二 縦覧期間

平成二十四年十一月二十六日から平成二十四年十二月二十六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター